

新潟市水道局隔月検針毎月徴収事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、使用者の水道料金（以下「料金」という。）の隔月徴収に対する料金支払い時における負担感の軽減と口座振替制度の推進を図ることを目的に実施する隔月検針・毎月徴収（以下「毎月徴収」という。）の事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(毎月徴収の対象者)

第2条 毎月徴収の対象となる使用者は、新潟市給水条例（昭和33年新潟市条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、隔月検針により料金を算定するもののうち、支払い方法が口座振替である者で、かつ、毎月振替を希望する者とする。

(申込の受付)

第3条 毎月徴収の申込みの受付は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 「新潟市水道局お客さまコールセンター」又は、水道局窓口等において申し出があったとき。
- (2) 「新潟市水道料金・下水道使用料等預金口座振替申込書」により、申し出があったとき。

(適用開始)

第4条 毎月徴収の開始については、前条により申込みを受け付けた次の料金算定月分から適用するものとする。

(毎月徴収の額)

第5条 毎月徴収の額は、条例及び新潟市給水条例施行規程（昭和33年新潟市水道局管理規程第6号）並びに新潟市水道局共同住宅おける水道料金の算定の特例に関する規程（昭和60年新潟市水道局管理規程第2号）に基づき、隔月分として算定した料金の額を2分の1に分割し、それぞれの額を毎月徴収に係る第1回目請求分（以下「前期分」という。）及び第2回目請求分（以下「後期分」という。）の額とする。

2 前項の規定により算定した額に円未満の端数が生じたときは、後期分の端数を前期分に加算する。

(口座振替日)

第6条 前条の規定により算定された前期分の口座振替は、口座振替収納事務取扱要綱第9条に定められた隔月定例分の振替日にそれぞれ振り替えるものとし、後期分の口座振替については、翌月調定された隔月定例分の振替日と同じ日にそれぞれ振り替えるものとする。

(再振替の取扱)

第7条 前条の規定による前期分の振替日に預金残高不足等の理由により、口座振替が不能となった場合は、後期分と合わせて再振替を行うものとし、後期分の振替不能分については、再振替を行わないものとする。

2 前項の規定により再振替を必要とする使用者には、あらかじめ再振替の内容を通知するものとする。

(解除の受付)

第8条 毎月徴収の適用解除の受付は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 隔月徴収へ変更の申し出があったとき。
- (2) 使用中止の届け出があったとき。
- (3) 口座振替による支払いを停止する旨の届け出があったとき。
- (4) 金融機関から口座解約通知があったとき。
- (5) 金融機関が口座振替での支払いを不可能と判断し、口座振替の取り扱いを停止したとき。

(適用の解除)

第9条 毎月徴収の解除については、前条により適用解除の事由が生じた次の料金算定月分から適用するものとする。

(口座振替済通知書)

第10条 口座振替済通知書の取り扱いについては、隔月徴収と同様に次回分の「水道使用量等のお知らせ」に併記若しくは郵送により使用者へ通知するものとする。

(未納料金の取扱)

第11条 第6条及び第7条第1項の規定により、口座振替を実施したにもかかわらず、当該振替日に預金残高不足等の理由で振替が不能となった使用者には、振替不能となった未納料金(前期分、後期分とも振替が不能の場合は合算した金額)を督促状(納入通知書)により請求するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。